証券コード　9831
平成29年５月26日

株　主　各　位

群馬県高崎市栄町１番１号
株式会社　ヤマダ電機
代表取締役社長　桑野光正

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成29年６月28日（水曜日）午後６時までに以下のいずれかの方法により議決権を行使されますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご送付ください。

【インターネットによる議決権の行使】

所定の議決権行使ウェブサイトにパソコンでアクセスし、上記の行使期限までに賛否をご登録ください。詳細につきましては３頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
（受付開始時刻　午前９時）

２．場　　所　　群馬県高崎市栄町１番１号
本社　12階　コンベンションホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目 的 事 項

報 告 事 項　１．第40期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第40期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

＜会社提案（第１号議案）＞

第１号議案　剰余金処分の件

＜株主提案（第２号議案）＞

第２号議案　取締役１名選任の件（株主提案による議案）

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載された内容と、この①と②で構成されております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（ http://www.yamada-denki.jp/ ）

【インターネットによる議決権行使のご案内】

1．インターネットによる議決権行使について

(1)書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権行使可能です。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従って入力ください。なお、セキュリティ保護のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

http://www.it-soukai.com/

(2)行使期限は平成29年6月28日(水曜日)午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めに行使をお願いいたします。

(3)書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。

(4)パスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。

(5)インターネット接続に係る費用は、株主様のご負担となります。

【 ご注意 】

・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。
なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
・パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。
ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2．お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** (下記)までお問い合わせください。

(1)議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-768-524** (平日 9:00～21:00)

(2)上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00～17:00)

≪ ご参考 ≫

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以上

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

［国内外経済等の背景について］

当連結会計年度における我が国経済は、個人消費が伸び悩んでいる一方で、政府の経済対策や日銀による金融政策を背景として、企業収益の一定の改善や雇用環境の改善が続いており、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

一方、中国や新興国の景気減速や成長鈍化、英国のＥＵ離脱問題、米国の政権交代の影響、株式市場や為替相場の不安定な推移等、様々な不確実性を背景に、世界経済は、先行き不透明な状況が続いています。

［家電流通業界について］

当社グループが属する家電流通業界においては、家電エコポイントや地デジ化に伴う特需の反動減による長引く市場低迷が続いてきたテレビに底打ち感が見られ、単価上昇、販売台数回復により堅調に推移しました。長期間にわたり好調を維持し続けてきた冷蔵庫に一服感が見られるものの、洗濯機、クリーナー、白物家電が買い替え需要に下支えられ、底堅く推移しました。また、夏季は地域別の気温変動や天候要因があり、冬季は暖冬であったものの、季節関連商品は好調に推移しました。

一方、販売施策是正の影響もあり携帯電話が伸び悩み、パソコンもタブレット端末を中心に伸び悩みました。

家電市場全体として、パソコンや携帯電話等のデジタル関連商品の特殊事情、一部季節要因を除けば概ね堅調に推移したと推察されます。

［当社の取り組みについて］

このような家電市場の状況を背景に、ヤマダ電機グループは、平成28年４月１日から３人の代表取締役体制のもと、「新規ビジネスの創出」「構造改革と中期経営計画の推進」「既存ビジネスの強化と人材育成」を掲げ、日本最大級のネットワーク・サービスのＩｏＴ企業として、5,000万件を超す各種会員のビッグデータの分析と活用による「ゆりかごから墓場まで」の新たなサービス開拓で「モノ（商品）からコト（サービス）、モノ＋コト」の提案を強化し、将来における持続的成長・発展のため、様々な挑戦を続けてまいりました。

当連結会計年度においては、平成28年５月９日の今期計画発表後に消費増税延期が発表されたことに伴い、消費増税前の駆け込み需要を考慮した売上高計画との差異が発生し、売上総利益ベースで100億円強のマイナスの影響がありました。また、円高の影響により、平成28年12月末と平成29年３月末で約19億円のマイナスの影響がありました。さらに、住宅関連子会社の中長期

視点での先行投資による計画未達が約40億円ありました。一方で、構造改革の推進により各利益率の改善が進み、販売管理費も中長期的視点で一部費用が先行的に発生したものの全体ではコントロールが効き削減につながりました。

また、ビッグデータの活用による新たなサービス提供でモノ（商品）へのポイント付与から、コト（サービス）へのポイント付与により、来店客数、リピート率、販促効率の向上、白物を軸とした販売へのシフト、リアル店舗とＷＥＢ通販の連携等、営業や販促面における最適化・最大化も図られ、売上総利益率も引き続き上昇、前第１四半期連結累計期間（平成27年４月１日～６月30日）に実施した大量閉店を含む大改革から１年以上（18か月以上）経過しましたが、引き続き構造改革の成果が現れております。

［ＣＳＲについて］

ヤマダ電機グループは、社会価値を高め、社会と共に発展する企業を目指し、実体を伴った形だけではないＣＳＲ経営を継続して実践、積極的な活動を続け、持続可能な社会の実現に貢献しております。これまで、ヤマダ電機グループは、社会的責任に関わる情報を開示する「ＣＳＲレポート」を発行してまいりましたが、平成28年６月、国際統合報告評議会（ＩＩＲＣ）が公表する「国際統合報告フレームワーク」を参考にし、従来の「ＣＳＲレポート」を内包する「ヤマダ電機グループコーポレートレポート」として発行、当社ウェブサイトへも掲載しております。(http://www.yamada-denki.jp/)

［店舗数について］

当連結会計年度末の店舗数（海外含む）は、955店舗（単体直営648店舗、ベスト電器162店舗、その他連結子会社145店舗）となり、ＦＣ含むグループ店舗数総計は12,074店舗となっております。

［業績のまとめ］

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高1,563,056百万円（前期比3.1%減）、営業利益57,895百万円（前期比0.5%減）、経常利益66,040百万円（前期比5.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益34,528百万円（前期比13.6%増）となりました。

［当連結会計年度における特殊要因等について］

・「売上高」の特殊要因等について

前連結会計年度に実施した自社競合解消のための店舗の大規模閉鎖の影響（前期は構造改革等によりグループ全体で直営店98店舗を閉鎖。その閉店セールの反動減も発生）もあり、前年を下回っておりますのでご留意ください。

なお、ご参考として、上記店舗閉鎖要因や行政による携帯電話キャリアへの販売施策是正の影響が発生した携帯電話、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の変更に伴い特に著しい市場縮小が見られた太陽光発電システム（特に法人向け大規模太陽光発電システム）等、特殊背景を除いた当社内管理における主要家電商品の販売動向については、市場平均値（ＧｆＫ集計対象商品市場データとの類似期間単純平均値比較のご参考値）を約1.4%上回っており、市場シェアは低下していないものと認識しております。

企業集団の商品の品目別売上高

（単位：百万円）

品目別＼期別	前期（自 平成27年４月１日 至 平成28年３月31日）		当期（自 平成28年４月１日 至 平成29年３月31日）		増減（△は減少）	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
		%		%		%
家電・情報家電	1,392,336	86.3	1,339,978	85.7	△52,357	△3.8
非家電	220,399	13.7	223,077	14.3	2,678	1.2
合計	1,612,735	100.0	1,563,056	100.0	△49,679	△3.1

（注）　消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の総額は、20,408百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

LABI LIFE SELECT 立川他新店舗等の建物及び構築物、工具器具及び備品12,193百万円、LABI LIFE SELECT 立川土地等4,971百万円、テックランドNew春日井店他の差入保証金3,244百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金としては、自己資金及び銀行からの借入金でまかないました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成29年３月１日を効力発生日として、当社の完全子会社である南九州ヤマダ電機株式会社を吸収合併いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成29年１月１日を効力発生日として、南九州ヤマダ電機株式会社と株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 直前３連結会計年度の財産及び損益の状況

区分＼期別	第37期 (平成26年３月期)	第38期 (平成27年３月期)	第39期 (平成28年３月期)	第40期 (平成29年３月期)
売上高(百万円)	1,893,971	1,664,370	1,612,735	1,563,056
経常利益(百万円)	50,187	35,537	62,734	66,040
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	18,666	9,340	30,395	34,528
１株当たり当期純利益	20円21銭	11円73銭	38円22銭	43円00銭
総資産(百万円)	1,196,288	1,122,407	1,146,722	1,159,456
純資産(百万円)	553,354	509,397	557,722	585,547

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社沖縄ヤマダ電機	100	100.0	家電・情報家電等の販売
コスモス・ベリーズ株式会社	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社マツヤデンキ	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社星電社	100	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社ヤマダフィナンシャル	50	66.0	クレジットカード事業
株式会社九州テックランド	75	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社シー・アイ・シー	81	84.6	産業廃棄物処理委託業務
株式会社ヤマダエコソリューション	20	70.0	商品の配送及び取付け工事業務
インバースネット株式会社	122	77.1	中古パソコンの販売
株式会社Project White	10	100.0	家電・情報家電等の販売
株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム	9,068	51.9	戸建住宅の請負、設計及び施工、戸建分譲住宅の施工及び販売
株式会社ハウステック	350	100.0	住宅設備機器の製造・販売
株式会社ベスト電器	37,892	52.1	家電・情報家電等の販売
山田電機（瀋陽）商業有限公司	百万ﾄﾞﾙ 66	100.0 (50.0)	家電・情報家電等の販売
山田電機（中国）投資有限公司	百万ﾄﾞﾙ 30	100.0	投資、卸売業
株式会社ワイズセレクト	10	100.0	医薬品・日用品等の販売
株式会社ヤマダ・ウッドハウス	25	100.0	戸建住宅の建築及び販売

（注）1．議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2．株式会社ヤマダ・ウッドハウスは、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。
3．南九州ヤマダ電機株式会社は、平成29年３月１日付で当社に吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

平成30年３月期につきましては、英国のＥＵ離脱問題における英国及び欧州経済に与える影響、米国の新政権における政策動向、中国や新興国の経済動向等、世界経済の先行きが不透明な状況にあります。

しかしながら、国内においては、堅調な個人消費や企業業績の改善等により、景気は底堅く推移すると予想されます。

当社グループが属する家電流通市場は、パソコンやデジタル関連商品の構造的な需要減少は続きますが、白物家電の底堅い買い替え需要やテレビの買い替え需要等により、前年並みで推移すると予想されます。

当社グループは、このような市場環境の中、日本最大の家電専門店として、家電販売を基盤とした新たな事業領域の開拓と構造改革の推進等の取り組みを継続して実践し、当社グループの経営資源を最大限に活かした取り組みを積極的に行い、売上総利益率の改善、販売管理費の削減等、収益性及び企業価値の向上に努めてまいります。

これからも家電業界のリーディングカンパニーとして、さまざまなステークホルダーの皆様との信頼関係を築き、ヤマダ電機グループ内のシナジーを活かしたＣＳＲ経営を推進し、社会価値を高め、社会と共に発展する企業を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

当社グループは、主として家庭用電気製品、デジタル関連製品等を取り扱う大型家電専門店の多店舗展開を行っており、全国に事業所を有しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年３月31日現在）

① 株式会社ヤマダ電機

北海道	34	埼玉県	33	静岡県	14	鳥取県	5	佐賀県	7
青森県	10	千葉県	33	岐阜県	10	島根県	5	大分県	5
秋田県	11	東京都	37	愛知県	30	岡山県	15	長崎県	5
岩手県	11	神奈川県	34	滋賀県	6	広島県	15	熊本県	4
宮城県	19	新潟県	19	大阪府	19	山口県	13	宮崎県	12
山形県	11	富山県	13	京都府	8	愛媛県	8	鹿児島県	8
福島県	14	石川県	9	兵庫県	19	高知県	9		
栃木県	16	福井県	6	三重県	11	香川県	8		
茨城県	15	長野県	19	奈良県	6	徳島県	5		
群馬県	19	山梨県	5	和歌山県	6	福岡県	27	合計	648

② 株式会社沖縄ヤマダ電機

沖縄県	7							合計	7

③　株式会社マツヤデンキ

北海道	9	千葉県	4	大阪府	19	香川県	3		
岩手県	1	東京都	1	京都府	6	徳島県	3		
山形県	1	新潟県	1	兵庫県	5	高知県	1		
福島県	1	愛知県	15	奈良県	2	熊本県	4		
埼玉県	1	滋賀県	2	岡山県	5	鹿児島県	1	合　計	85

④　株式会社星電社

兵庫県	7							合　計	7

⑤　株式会社九州テックランド

福岡県	5	大分県	5	熊本県	7				
佐賀県	1	長崎県	1	鹿児島県	11			合　計	30

⑥　株式会社Project White

北海道	1	東京都	7	愛知県	1	福岡県	1	合　計	10

⑦　株式会社ワイズセレクト

東京都	5							合　計	5

⑧　株式会社ベスト電器（連結子会社含む）

北海道	6	神奈川県	5	岡山県	1	佐賀県	9	沖縄県	9
岩手県	1	長野県	1	山口県	4	大分県	10	ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙ	12
埼玉県	3	静岡県	1	香川県	1	長崎県	11	ﾏﾚｰｼｱ	8
千葉県	2	兵庫県	1	徳島県	1	熊本県	19		
東京都	1	島根県	3	福岡県	45	宮崎県	8	合　計	162

⑨　山田電機（瀋陽）商業有限公司

中　国	1							合　計	1

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
19,238（9,670）名	55名増（549名減）

（注）　使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10,568（7,902）名	157名減（585名減）	36.6歳	10.9年

（注） 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	86,340百万円
株式会社三井住友銀行	43,623
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	42,973
株式会社東和銀行	12,692
株式会社群馬銀行	12,670
株式会社八十二銀行	12,630
株式会社北越銀行	4,210
株式会社西日本シティ銀行	3,151
三井住友信託銀行株式会社	796

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社及び連結子会社である株式会社ベスト電器は、平成29年４月12日開催の両社の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ベスト電器を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結いたしました。当社においては、会社法第796条第２項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、株式会社ベスト電器においては、平成29年５月25日に開催予定の株式会社ベスト電器の定時株主総会における承認を受けた上で、平成29年７月１日を効力発生日として行う予定です。

また、当社は平成29年２月２日開催の取締役会において、株式会社ナカヤマと、将来的な資本提携を視野に入れた業務提携を行うことを決議いたしました。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　2,000,000,000株

② 発行済株式の総数　966,489,740株

③ 株主数　113,245名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社テックプランニング	65,327	8.12
ゴールドマンサックスインターナショナル（常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社）	48,561	6.03
ソフトバンクグループ株式会社	48,324	6.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	43,038	5.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,853	4.21
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー（ケイマン）リミテッド（常任代理人　立花証券株式会社）	32,764	4.07
バンク　オブ　ニューヨーク　ジーシーエム　クライアント　アカウント　ジェイピーアールデイ　アイエスジー　エフアイーエイシー（常任代理人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）	30,120	3.74
山田　昇	24,538	3.05
株式会社群馬銀行	17,410	2.16
株式会社みずほ銀行	15,400	1.91

（注）１．当社は、自己株式を161,685千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

名称	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権を行使することができる期間
2013年度新株予約権（平成25年７月12日発行）	4,722個	普通株式 472,200株（新株予約権１個につき100株）	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	１個当たり100円（１株当たり１円）	平成25年７月13日から平成55年７月12日まで
2014年度新株予約権（平成26年７月14日発行）	4,545個	普通株式 454,500株（新株予約権１個につき100株）	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	１個当たり100円（１株当たり１円）	平成26年７月15日から平成56年７月14日まで
2015年度新株予約権（平成27年７月13日発行）	6,246個	普通株式 624,600株（新株予約権１個につき100株）	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	１個当たり100円（１株当たり１円）	平成27年７月14日から平成57年７月13日まで
2016年度新株予約権（平成28年７月14日発行）	7,800個	普通株式 780,000株（新株予約権１個につき100株）	新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない	１個当たり100円（１株当たり１円）	平成28年７月15日から平成58年７月14日まで

（注）１．上記の新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりとなっております。

・新株予約権者は、上記新株予約権を行使することができる期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

２．新株予約権者は、上記払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	役員の保有状況		
	取締役（社外取締役を除く）	社外取締役	監査役
2013年度新株予約権（平成25年７月12日発行）	新株予約権の数 4,116個 保有者数 9人	新株予約権の数 －個 保有者数 －人	新株予約権の数 141個 保有者数 １人(注)
2014年度新株予約権（平成26年７月14日発行）	新株予約権の数 4,084個 保有者数 9人	新株予約権の数 －個 保有者数 －人	新株予約権の数 －個 保有者数 －人
2015年度新株予約権（平成27年７月13日発行）	新株予約権の数 6,029個 保有者数 9人	新株予約権の数 －個 保有者数 －人	新株予約権の数 －個 保有者数 －人
2016年度新株予約権（平成28年７月14日発行）	新株予約権の数 7,791個 保有者数 14人	新株予約権の数 －個 保有者数 －人	新株予約権の数 －個 保有者数 －人

（注）取締役の地位にあったときに交付されたものであります。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

④　その他の新株予約権等の状況

平成26年５月27日開催の取締役会決議に基づき発行した2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

	2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債 （平成26年６月12日発行）
新株予約権の数（個）	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とする。
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	自　平成26年６月26日 至　平成31年６月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　532.2 資本組入額　267
新株予約権の行使条件	平成31年３月28日までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130％を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日までの期間において、本新株予約権を行使することができる。また、新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
新株予約権付社債の残高（百万円）	100,216

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	担当	氏名
代表取締役会長	取締役会議長	山田　昇
代表取締役副会長	代表執行役員	一宮忠男
代表取締役社長	代表執行役員営業本部長	桑野光正
取締役	執行役員専務Newﾋﾞｼﾞﾈｽ開発室長	飯塚裕恭
取締役	執行役員専務経営企画室長兼CSR推進室長	岡本　潤
取締役	執行役員常務法務室長	樋口春彦
取締役	執行役員常務法人事業本部長	小林辰夫
取締役	上席執行役員開発本部長	山田重彰
取締役	上席執行役員管財本部長	古谷野賢一
取締役	上席執行役員管財本部副本部長兼管理室長兼関係会社管理室長兼S×L・ｳｯﾄﾞﾊｳｽ・ﾊｳｽﾃｯｸ事業管理室長	新井　仁
取締役	上席執行役員商品本部長	草村達也
取締役	上席執行役員開発本部店舗施工管理部長	福田貴之
取締役	上席執行役員営業戦略本部長兼住設ｺﾗﾎﾞ販売戦略室長	上野善紀
取締役	上席執行役員ｿﾘｭｰｼｮﾝｻｰﾋﾞｽ室長	鈴木淳一
取締役		得平　司
取締役		福山裕幸
監査役（常勤）		五十嵐　誠
監査役		中村　豊
監査役		高橋正光
監査役		飯村　北

（注）１．取締役得平　司氏及び福山裕幸氏は、社外取締役であります。
２．監査役中村　豊氏及び高橋正光氏並びに飯村　北氏は、社外監査役であります。
３．当社は社外取締役及び社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。

区分	氏名	兼職する他の法人等	兼職の内容
代表取締役	山田　昇	㈱テックプランニング ㈱ヤマダ・ウッドハウス ㈱ヤマダ・エスバイエルホーム	代表取締役 代表取締役 代表取締役
代表取締役	一宮忠男	㈱テックプランニング	監査役
取締役	飯塚裕恭	㈱ヤマダファイナンスサービス Y.U-mobile㈱	取締役 取締役

区分	氏　　名	兼職する他の法人等	兼職の内容
取締役	岡　本　　潤	㈱Project White ㈱シー・アイ・シー ㈱ベスト電器 ㈱ヤマダ・ウッドハウス 東金属㈱ ㈱ヤマダエコソリューション ㈱ハウステック ㈱ヤマダファイナンスサービス Y.U-mobile㈱	取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役
取締役	樋　口　春　彦	㈱テックプランニング	取締役
取締役	山　田　重　彰	㈱ヤマダ・ウッドハウス ㈱群馬総合設備 ㈱テックプランニング ㈱ワイ・ジャスト	取締役 取締役 取締役 取締役
取締役	古谷野　賢一	㈱ヤマダファイナンスサービス	代表取締役
取締役	新　井　　仁	㈱ハウステック ㈱ヤマダ･ウッドハウス ㈱Project White インバースネット㈱ コスモス・ベリーズ㈱ ㈱ベスト電器 ㈱ヤマダ・エスバイエルホーム ㈱ヤマダトレーディング 東金属㈱ ㈱ヤマダエコソリューション ㈱シー・アイ・シー	取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役 取締役
取締役	草　村　達　也	㈱ベスト電器 コスモス・ベリーズ㈱	取締役 取締役
取締役	福　田　貴　之	㈱群馬総合設備	取締役
取締役	得　平　　司	㈱クロス ㈲フィック	代表取締役 代表取締役
取締役	福　山　裕　幸	福山裕幸技術士事務所	代表

区分	氏　　名	兼職する他の法人等	兼職の内容
監査役	五十嵐　誠	㈱沖縄ヤマダ電機 ㈱シー・アイ・シー ㈱ヤマダエコソリューション インバースネット㈱ コスモス・ベリーズ㈱ ㈱マツヤデンキ ㈱星電社 ㈱ヤマダフィナンシャル ㈱九州テックランド ㈱ワイ・ジャスト ㈱テス ㈱群馬総合設備 ㈱ワイズセレクト ㈱Project White ㈱ハウステック ㈱ヤマダ・ウッドハウス ㈱ヤマダ・エスバイエルホーム ㈱ベスト電器 東金属㈱ ㈱ヤマダファイナンスサービス ㈱ヤマダトレーディング ㈱テックプランニング	監査役 監査役
監査役	中　村　　豊	㈱ジェイアイエヌ	取締役
監査役	高　橋　正　光	ひかり税理士法人 ㈲高橋税務経営事務所	代表社員 代表取締役
監査役	飯　村　　北	西村あさひ法律事務所	ﾊﾟｰﾄﾅｰ弁護士

5．社外監査役高橋正光氏は、税理士と中小企業診断士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職状況
唐　澤　銀　司	平成28年４月15日	辞任	監査役
栗　原　正　明	平成28年６月29日	任期満了	取締役
佐　俣　信　一	平成28年６月29日	任期満了	取締役
福　井　　章	平成28年６月29日	任期満了	取締役
山　田　　傑	平成28年６月29日	任期満了	取締役
折　田　正　二	平成28年８月31日	辞任	取締役、㈱九州テックランド　代表取締役、㈱沖縄ヤマダ電機　代表取締役、南九州ヤマダ電機㈱　代表取締役、㈱マツヤデンキ　取締役、㈱星電社　取締役、㈱ベスト電器　取締役

③　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取　　締　　役	21名	928百万円
（うち社外取締役）	(2)	(10)
監　　査　　役	5	36
（うち社外監査役）	(3)	(13)
合　　計	26	965

（注）１．上記には平成28年６月29日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役４名、当事業年度中に辞任した取締役１名及び監査役１名が含まれております。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成20年６月27日開催の第31回定時株主総会において年額750百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、平成28年６月29日開催の第39回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額450百万円以内と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成18年６月29日開催の第29回定時株主総会において年額68百万円以内と決議いただいております。
５．上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額119百万円（取締役14名）。
・当事業年度における株式報酬型ストックオプションのための報酬328百万円（取締役19名）。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役得平　司氏は、株式会社クロスの代表取締役及び有限会社フィックの代表取締役であります。当社は株式会社クロスと業務受託等の取引関係があります。同社との取引規模は当社連結売上高の0.001%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。有限会社フィックと当社の間には特別の関係はありません。
・取締役福山裕幸氏は、福山裕幸技術士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役中村　豊氏は、株式会社ジェイアイエヌの取締役であります。当社は同社との間に商品仕入等の取引関係があります。同社との取引規模は当社連結売上高の0.03%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。
・監査役高橋正光氏は、ひかり税理士法人の代表社員及び有限会社高橋税務経営事務所の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役飯村　北氏は、西村あさひ法律事務所のパートナー弁護士であります。当社は、同氏より必要に応じて法律上のアドバイス等を受け

ておりますが、その年間取引規模は当社連結売上高の0.003%未満とごくわずかであることから、特別の利害関係を生じさせる重要性はないものと考えております。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役得平　司	16回	100%	－回	－%
取締役福山裕幸	16回	100%	－回	－%
監査役中村　豊	16回	100%	12回	100%
監査役高橋正光	16回	100%	12回	100%
監査役飯村　北	10回	91%	8回	89%

（注）監査役飯村　北氏は、平成28年６月29日開催の第39回定時株主総会から就任のため、取締役会は全11回、監査役会は全９回となっております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

１．取締役得平　司氏は、長年にわたる流通業界指導者としての豊富な経験に基づき、当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。

２．取締役福山裕幸氏は、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有しており、また、モノづくりを中心とした環境対応、地域貢献等、ＣＳＲの観点からも当社の経営に対して有益なご意見やご指摘をいただいております。

３．監査役中村　豊氏は、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。

４．監査役高橋正光氏は、主に税理士の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

５．監査役飯村　北氏は、弁護士としての公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識に基づき、異なる観点から経営に関するご意見をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス及び経営に貢献いただいております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	78百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	168百万円

（注）１．当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
３．当社の一部の子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務として財務デューデリジェンス業務等を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況についての概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制】

1．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス委員会

コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンス委員会を組織し、企業の倫理方針、法令等遵守の基本方針及び遵守基準（コンプライアンス規程）を策定し、これに基づき取締役及び従業員が法令・定款及び当社の就業規則等を遵守した行動をとるための行動規範を定める。

また、その徹底を図るため、同委員会を中心に、取締役及び使用人に教育等を行う。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

② ＣＳＲ委員会の設置

企業の持つ社会的責任の意義を十分認識し、経営方針としてＣＳＲ経営を実践するため、ＣＳＲ委員会を設置し、ＣＳＲ倫理綱領を基に、コンプライアンス、労働、顧客満足、地域社会、環境問題等に対し取り組みを進め、各分科会にて進行状況の確認を行う。

③ 内部通報制度

取締役及び使用人の職務執行について、法令上疑義のある事実を知った者は、その役職を問わず、内部通報制度運用規程に従い、内部通報受付機関に直接通報を行う。コンプライアンス委員会は、内部通報制度の存在の周知に努める。

④ 内部監査室

内部監査室は業務執行部門から独立し、各部署の適法性内部監査、ＩＳＭＳ監査、情報システム監査、情報セキュリティー監査、個人情報保護監査等を行い、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報保存管理責任者

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき、総務担当の取締役を責任者として、文書管理・取扱規程に従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。）を関連資料と共に保存する。

イ　株主総会議事録
ロ　取締役会議事録
ハ　計算書類
ニ　稟議書
ホ　各委員会議事録
ヘ　その他文書管理・取扱規程に定める文書

② 文書管理・取扱規程の改定

文書管理・取扱規程を改定する場合には、取締役会の承認を得るものとする。

③ 個人情報保護及び営業秘密管理に関連する規程を整備し、個人情報及び重要な営業秘密を適切かつ安全に保存、管理する。

3．損失の危機の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理基本規程

リスク管理担当取締役は、リスク管理委員会を組織し、リスク管理基本規程の策定にあたる。同規程においてリスクを類型化し、具体的なリスク管理体制を整える。

② 災害時の危機管理体制

リスク管理担当取締役は災害対処対策マニュアルを作成し、これに従って危機管理体制を整備する。リスク管理担当取締役は、同マニュアルの周知に努め、災害対策についての教育を行う。

4．取締役の職務に効率性の確保が図られるための体制

取締役会（又は代表取締役）は、取締役の職務分担や各部門の職務分掌・権限の付与を決定するにあたっては、間接部門の肥大化、管理部門の重複、権限の錯綜等、著しく効率性を害するものとならないよう留意して決定する。

5．当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 関係会社管理室を設置し、子会社の経営及び業績を管理するとともに、業務の適正を確保する体制を構築する。

② 子会社の業務執行は、関係会社基本規約及び各社における社内規程に従うものとし、規約・規程については随時見直しを行う。

③ 子会社の業績・予算管理を適正化するため、毎月関係会社検討委員会を開催して中期経営計画及び年次予算計画に基づき子会社全体の業績・予算管理を実施し、重要な子会社との間では、さらに関係会社会議を毎週実施する。

④ 内部監査室は、必要と認めるときは、子会社の業務に関する内部監査について監査を実施することができる。

6．子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

① 子会社の経営の自主性を尊重しつつ、関係会社基本規約により報告の手続、内容を定め、報告事項に対し適切な指導・助言を行う。

② 毎月関係会社報告会を実施し、経営状況及び財務状況について報告を受け、子会社業務の適正を確保する。

7．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 関係会社基本規約に基づき、当社のリスク管理基本規程を子会社に周知・徹底する。

② 全子会社から、コンプライアンス状況確認表等により毎週リスク管理状況の報告を受ける。

③ 重要な子会社は、リスク管理の基本方針を定める。

④ 関係会社管理室は子会社から損失の危険に関する報告を受けた場合、事実関係を調査の上、リスク管理担当取締役にこれを報告する。

８．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社取締役会は、子会社を含めた中期経営計画及び中長期経営戦略を策定し、それに基づく主要経営目標の設定やその進捗について子会社と連携を図る。

② 子会社の決裁事項について、関係会社基本規約に事項別手続を定め、意思決定の効率化を図る。

９．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 毎週コンプライアンス状況確認表により子会社の状況を確認し、必要に応じてコンプライアンス委員会に報告する。

② 法令・定款違反等を未然に防止する体制として、当社の内部通報制度を共有する。また、法令・定款違反等に基づく懲戒処分の状況については報告を受ける。

③ 当社の取締役及び監査役又は使用人に子会社の監査役を兼務させ、子会社の監査役と連携して取締役及び使用人の職務執行の適法性を監査する。

10．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 補助使用人の配置

取締役は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議の上必要な組織改定並びに人事異動を行う。

② 補助使用人の職務

補助使用人は、監査役付の発令を受け、指揮命令に従い監査役業務の補助及び監査役会運営の補助を行う。

③ 補助使用人の独立性

イ 補助使用人は、監査役からの指揮命令の下で、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けない。

ロ 業務遂行にあたっては監査上必要な情報全てを集約できるものとする。

ハ 補助使用人の人事異動(異動先を含む)・人事評価・懲戒処分について、監査役の同意を要するものとする。

11．監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 指揮命令権

監査役は、その職務を補助するために使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができる。

② 協力体制

当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長及び取締役は、当該業務の遂行にあたって要請があった場合は必要な支援を行う。

12. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役の報告義務

取締役は、他の取締役又は使用人の業務につき法令に違反する事実、会社に著しく損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。

② 使用人の報告権

使用人は、取締役又は他の使用人の業務につき法令に違反する事実、会社に著しく損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実を報告することができる。

③ 内部通報

内部通報制度運用規程に基づき、内部通報受付機関は、監査役に対し、内部通報状況を監査役に報告する。

13. 子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

① 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実若しくはそのおそれのある事実又は子会社における法令、定款又は社内規程に違反する重大な事実等を発見した場合、直ちに当社の関係会社管理室に報告する。

② 子会社の取締役から報告を受けた事項について、当社の関係会社管理室が当社の監査役に報告するべき事項は、当社の子会社担当役員と監査役との協議により決定した事項とする。

14. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。

② 報告者の異動、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮することはできず、報告者は異動、人事評価及び懲戒等の理由の調査を監査役に依頼できる。

15. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 予算の提示

監査役会は、職務上必要と認める費用について、予め予算を会社に提示する。

② 費用等の請求

監査役等がその職務執行について、次に掲げる請求をしたときは、取締役は当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

イ 費用の前払いの請求

ロ 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

ハ 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあっては、相当の担保の提供）の請求

16. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役は、内部監査室の実施する年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策等を求めることができる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】
１．コンプライアンスに対する取り組み
　コンプライアンス委員会を毎月１回、コンプライアンス分科会を毎週開催し、コンプライアンス意識向上のため毎月テーマを定めた上、役員・従業員に対する定期的な研修を実施しました。

２．リスク管理に対する取り組み
　取締役参加の下で毎月１回リスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出し、コントロールに努めました。また、大規模災害を想定した防災訓練を年２回全社的に実施し、防災意識の向上を図りました。

３．職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み
　毎週１回経営幹部の参加する経営会議を開催し、迅速な意思決定及び効率的な業務執行に努めました。

４．監査役の職務の執行
　常勤監査役１名を配置した上で適切な監査を実施する体制を整備しました。常勤監査役は取締役会、経営会議をはじめとする重要な社内会議に参加し適切な意見を述べるとともに、内部監査室等の関連部署と連携して会社の重要情報を把握、共有し、監査の実効性確保に努めました。

５．子会社における適切なコンプライアンス、リスク管理、職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み
　子会社と中期経営計画及び中長期経営戦略に基づく目標、方針を共有するとともに、関係会社管理室において子会社の性質に応じ業績、予算管理について定期的に会議を開催し進捗を把握しました。
　関係会社管理室において各子会社よりコンプライアンス報告を受け、定期的にコンプライアンス委員会に報告しました。
　各子会社においてリスク管理の基本方針を定めており、関係会社管理室に報告を行っております。
　当社の監査役が子会社の監査役を兼務するとともに関係会社管理室より定期的な報告を受け、経営状況その他必要な情報を収集しました。

連結貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**518,484**	**流動負債**	**301,248**
現金及び預金	35,341	支払手形及び買掛金	82,372
受取手形及び売掛金	56,868	短期借入金	77,155
商品及び製品	373,114	1年内返済予定の長期借入金	58,083
仕掛品	2,580	リース債務	2,537
原材料及び貯蔵品	3,355	未払法人税等	12,481
繰延税金資産	9,309	賞与引当金	7,601
その他	44,629	役員賞与引当金	124
貸倒引当金	△6,714	ポイント引当金	10,790
固定資産	**640,972**	完成工事補償引当金	210
有形固定資産	**432,266**	関係会社整理損失引当金	293
建物及び構築物	220,476	その他	49,598
土地	187,895	**固定負債**	**272,661**
リース資産	10,355	社債	100,216
建設仮勘定	853	長期借入金	85,559
その他	12,685	リース債務	11,322
無形固定資産	**33,526**	役員退職慰労引当金	572
投資その他の資産	**175,180**	商品保証引当金	11,683
投資有価証券	5,186	利息返還損失引当金	190
長期貸付金	12,582	商品券等回収引当金	276
退職給付に係る資産	2,009	退職給付に係る負債	24,763
繰延税金資産	16,794	資産除去債務	24,748
差入保証金	108,225	その他	13,327
その他	36,277	**負債合計**	**573,909**
貸倒引当金	△5,896	**純資産の部**	
資産合計	**1,159,456**	**株主資本**	**558,426**
		資本金	71,058
		資本剰余金	73,734
		利益剰余金	480,846
		自己株式	△67,213
		その他の包括利益累計額	2,897
		その他有価証券評価差額金	1,221
		為替換算調整勘定	△485
		退職給付に係る調整累計額	2,161
		新株予約権	843
		非支配株主持分	23,380
		純資産合計	**585,547**
		負債・純資産合計	**1,159,456**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**1,563,056**
売上原価	**1,107,856**
売上総利益	**455,199**
販売費及び一般管理費	**397,304**
営業利益	**57,895**
営業外収益	**17,755**
受取利息	1,080
仕入割引	6,314
受取賃貸料	4,113
売電収入	1,922
その他	4,324
営業外費用	**9,610**
支払利息	1,452
為替差損	1,782
賃貸費用	3,616
賃借料	693
売電費用	786
その他	1,278
経常利益	**66,040**
特別利益	**139**
固定資産売却益	139
特別損失	**9,297**
固定資産処分損	583
減損損失	6,083
災害による損失	1,147
その他	1,483
税金等調整前当期純利益	**56,882**
法人税、住民税及び事業税	20,972
法人税等調整額	△680
当期純利益	**36,590**
非支配株主に帰属する当期純利益	2,062
親会社株主に帰属する当期純利益	**34,528**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月９日

株式会社ヤマダ電機
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小野純司　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　御厨健太郎　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　宮一行男　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ヤマダ電機の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマダ電機及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第40期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月15日

株式会社ヤマダ電機　監査役会

常勤監査役　五十嵐　誠　㊞

監査役　中村　豊　㊞

監査役　高橋正光　㊞

監査役　飯村　北　㊞

（注）監査役中村　豊及び監査役高橋正光並びに監査役飯村　北は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**442,728**	**流動負債**	**263,866**
現金及び預金	22,207	支払手形	312
売掛金	42,189	買掛金	64,459
商品	309,476	短期借入金	80,339
貯蔵品	1,375	1年内返済予定の長期借入金	54,300
関係会社短期貸付金	25,270	リース債務	1,592
前払費用	5,850	未払金	16,917
繰延税金資産	8,687	未払費用	3,238
未収入金	22,599	未払法人税等	10,972
1年内回収予定の差入保証金	5,757	前受金	8,901
その他	1,616	賞与引当金	5,974
貸倒引当金	△2,301	役員賞与引当金	119
固定資産	**607,806**	ポイント引当金	10,081
有形固定資産	**372,049**	その他	6,658
建物	183,097	**固定負債**	**246,990**
構築物	4,681	社債	100,216
機械及び装置	1,105	長期借入金	81,500
車両運搬具	11	リース債務	8,522
工具器具及び備品	9,502	退職給付引当金	20,462
土地	165,379	商品保証引当金	7,953
リース資産	7,531	資産除去債務	21,680
建設仮勘定	738	その他	6,654
無形固定資産	**32,243**	**負債合計**	**510,856**
借地権	31,712	**純資産の部**	
その他	531	**株主資本**	**538,286**
投資その他の資産	**203,514**	**資本金**	**71,058**
投資有価証券	930	**資本剰余金**	**74,169**
関係会社株式	27,219	資本準備金	70,977
関係会社長期貸付金	51,977	その他資本剰余金	3,192
長期前払費用	8,046	**利益剰余金**	**460,271**
繰延税金資産	19,708	利益準備金	312
差入保証金	94,978	その他利益剰余金	459,959
その他	19,174	別途積立金	416,000
貸倒引当金	△18,522	繰越利益剰余金	43,959
		自己株式	**△67,213**
		評価・換算差額等	**549**
		その他有価証券評価差額金	**549**
		新株予約権	**843**
		純資産合計	**539,679**
資産合計	**1,050,535**	**負債・純資産合計**	**1,050,535**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**1,365,630**
売上原価	**1,007,946**
売上総利益	**357,684**
販売費及び一般管理費	**308,107**
営業利益	**49,576**
営業外収益	**16,550**
受取利息	1,301
仕入割引	6,276
受取賃貸料	3,318
売電収入	1,686
その他	3,966
営業外費用	**7,816**
支払利息	1,242
賃貸費用	3,260
賃借料	680
為替差損	698
その他	1,936
経常利益	**58,309**
特別利益	**2,805**
抱合せ株式消滅差益	2,805
特別損失	**9,537**
固定資産処分損	507
減損損失	3,236
関係会社株式評価損	4,529
その他	1,263
税引前当期純利益	**51,577**
法人税、住民税及び事業税	17,832
法人税等調整額	△182
当期純利益	**33,928**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年５月９日

株式会社ヤマダ電機

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野純司	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	御厨健太郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮一行男	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヤマダ電機の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月15日

株式会社ヤマダ電機　監査役会

常勤監査役	五十嵐　誠	㊞
監査役	中村　豊	㊞
監査役	高橋　正光	㊞
監査役	飯村　北	㊞

(注)監査役中村　豊及び監査役高橋正光並びに監査役飯村　北は会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第１号議案）＞

第１号議案は、会社提案によるものです。

第１号議案　剰余金処分の件

当社は株主の皆様への配当の安定性と継続性、企業体質の強化のための内部留保の充実等を総合的に勘案いたしまして以下のとおり期末配当及び、その他の剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金13円　　総額　10,462,457,967円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月30日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　18,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　18,000,000,000円

＜株主提案（第２号議案）＞

第２号議案は、株主（１名）が本人を取締役に選任する旨の提案であります。
なお、提案株主（１名）の議決権の数は、300個であります。

第２号議案　取締役１名選任の件（株主提案による議案）

第１　提案内容

橋本和夫を取締役に選任する。

第２　提案理由

当人は、当社の古くからの株主であり、当社と密接に企業価値の向上について意見交換している。最近の経営姿勢について、他の株主よりさまざまな意見が出ているので、その採否について有効な意見を提出できる能力がある。

（会社注）以上は、株主から提出された株主提案書の提案内容及び提案理由を原文のまま記載したものです。
候補者の略歴等につきましては、提案株主より提出されておりませんので、記載しておりません。

◇取締役会の意見

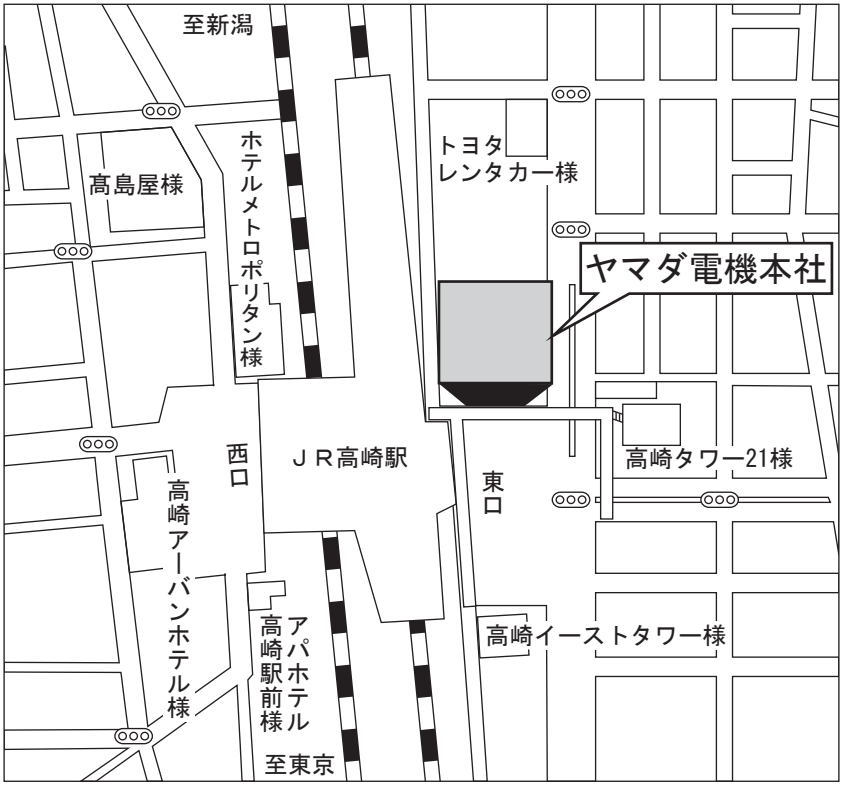
当社取締役会としては、以下の理由により本議案に反対いたします。

当社取締役会は、当社にとって、現在の取締役による体制が、最も適切であり、かつ十分な体制であると考えており、現在の体制を維持して、あらゆるステークホルダーの観点を踏まえ議論を行う等、引き続き企業価値の向上に貢献する所存であります。従って、当社取締役会は、上記株主提案による候補者を取締役に選任し現体制を変更する必要はないと考えておりますので、本議案に反対いたします。

以　上

メ　　モ

会 場 ご 案 内 図



会場：群馬県高崎市栄町１番１号
株式会社ヤマダ電機　本社 12階 コンベンションホール

●ＪＲ高崎駅東口より徒歩１分
●関越自動車道「高崎ＩＣ」より約20分
※車でお越しの際は、本社(LABI1高崎)立体駐車場【６階】をご利用ください。なお、本社(LABI1高崎)立体駐車場に駐車の際は、当社のLABI1高崎が開店する午前10時までは、夜間通用口からエレベーターで１階まで降りていただき、本社１階入口より入館してください。また、お帰りの際は、LABI1高崎店舗内のエレベーターにて駐車階へお戻りください。
※ＪＲ高崎駅周辺の道路は、交通渋滞の発生が見込まれますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。